

情審第 10 号

令和 4 年（2022 年）10 月 19 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 4 年（2022 年）3 月 17 日付け総第 137 号で諮問（諮問第 34 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

当該審査請求事案については、小田原市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年1月13日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を令和4年6月30日付けで「公文書を全部公開する」旨の決定に変更したことで、審査請求の利益は失われたと認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年12月24日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月18日の市長及び同伴者の旅行命令申請」（以下「本件文書」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

なお、本件文書の旅行命令申請には、所属、氏名、日程、出張理由、出張先等が記載されている。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年1月13日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしない部分の概要を「出張理由及び出張先に関する情報」とし、公開をしない理由を条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議又は調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるためとした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年1月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年2月9日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年2月25日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年3月2日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和4年3月14日付けで反論書を提出した。

- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年3月17日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る情報は、条例第8条第3号に該当するものではないので、本件処分は、情報公開義務を規定する柱書に違反しており、違法である。

(2) 本件処分により、審査請求人は、市民としての知る権利を侵害されている。

(3) 本件処分の決定通知書における「公開をしない理由」の記載内容は、単に条文の「抜き書き」をしただけであり、「適用する根拠」を読み取ることが全くできないため、実施機関に義務付けられている「理由付記」を全く欠いた違法な処分である。

(4) 条例は、第1条で「市の諸活動を市民に説明する責務」を全うすることを制定の目的に定めている。また、第8条第1号は、公務員の「職務に関する情報」については、個人情報であっても「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は原則公開すべきものと定めて、行政過程の透明性を追求している。

(5) 本件文書の情報が、仮に「検討、協議又は調査研究に関する情報」の範疇に入るとしても、「出張先」や「出張理由」のような「外形的事実」の公開が、市の意思決定過程を不当に阻害する要因と評価されるべき理由はないので、条例第8条第3号には該当しない。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 当該出張は、未成熟な案件について意見交換をするためのものであり、これを公開することは、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがある。

- 2 当該出張理由は、国が募集する事業の提案に係るものであり、現在、国において提案内容の審査中であることから非公開と判断したものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び令和4年5月9日実施の実施機関の職員への質疑並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し審議した。

しかしながら、実施機関は、本件処分について、令和4年6月30日付けで「情報を秘匿する必要がなくなったため、本件文書を公開する」旨の決定に変更した。

したがって、本件処分の取り消しを求める審査請求の利益は失われたと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年3月17日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関の職員への質疑及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討